

# 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第15条第1項の規定に基づき、一戸建て住宅及び共同住宅（以下「住宅」という。）について、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備等に関する基準等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、新築又は改修される住宅を対象とする。
- (2) この指針は、住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者に対し、防犯性の高い住宅を計画・設計する上で配慮すべき事項や、その具体化に当たって参考となる手法等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針が示す項目の適用に当たっては、
  - ① 周囲からの見通しと照明を確保する「監視性の確保」
  - ② 適切な維持管理とコミュニティ形成を図る「領域性の強化」
  - ③ 犯罪企図者（注1）の動きを限定し、接近を妨げる「接近の制御」
  - ④ 部材や設備等を破壊されにくいものとする「被害対象の強化・回避」という防犯に配慮した4つの基本原則について検討するほか、関係法令、施設計画上の制約、管理体制の整備状況、住民の要望等を踏まえるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する事項

防犯性の高い住宅に関して配慮する事項は、次のとおりとする。

### 1 一戸建て住宅

#### (1) 玄関

##### ア 配置

道路及びこれに準ずる通路からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、門扉の設置やセンサーライト（注2）を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

##### イ 玄関扉の構造

（ア）錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の隙間からかんぬきが見えない構造又はガードプレート（注3）等を設置する。

（イ）玄関扉に明かり取り部、郵便受け等を設置する場合は、それを破るなどして手又は工具等を差し込み、サムターン回し（注4）が困難な構造とする。

（ウ）玄関扉を引き戸にする場合は、ねじ締め破りを防止するため、引き戸の隙間を覆う部材を使用する。

##### ウ 玄関扉の錠

（ア）破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造（注5）とするため、彫込箱錠（注6）等の耐破壊性能を有し、かつピッキング（注7）が困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

（イ）カム送り解錠（注8）を防止するためには、錠ケース内部の不要な隙間を塞ぐ、又はシリンダーカラー（注9）と扉との隙間をなくしたものが有効である。

（ウ）サムターン回しを防止するには、指で回転させる以外は回転しづらい形状や回転角

度を増やしたサムターン又はサムターン回し防止用カバー等を使用することが有効である。

- (ロ) 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ（注10）や錠の機能を補完するドアチェーンを設置する。

## エ インターホン

外部との通話機能を有するインターホンを設置するものとし、その場合、玄関子機にTVカメラが装備され、内部のTVモニターで来訪者を確認、録画できるTV付きインターホンが有効である。

## (2) 勝手口

### ア 配置

道路又は近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、勝手口付近にセンサーライトや門扉を設置するなど、勝手口への接近の制御に有効な措置を講じる。

### イ 扉の構造

(ア) 錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の隙間からかんぬきが見えない構造又はガードプレート等を設置する。

(イ) 勝手口扉に明かり取り部等を設置する場合は、それを破るなどして手又は工具等を差し込み、サムターン回しが困難な構造とする。

### ウ 扉の錠

破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造とするため、彫込箱錠等の耐破壊性能を有し、かつピッキングが困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

## (3) 風除室

玄関等に風除室を設置する場合は、透明なガラスを使用し、内外を相互に見通せる構造とするとともに、風除室の扉を施錠可能なものとする。

## (4) 居室の窓

### ア 配置

(ア) 居間や台所等の窓は、道路又は近隣の住

宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、居室の窓についても、プライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲からの見通しを確保する。

(イ) 周囲からの見通しが確保されない場合は、道路から当該窓に至る通路や空地に扉又は柵を設置するほか、通路に玉砂利を敷いたり、当該窓付近にセンサーライトを設置するなど、当該窓付近への接近の制御に有効な措置を講じる。

### イ 防犯性能の高い雨戸又は窓シャッター等の設置

(ア) 雨戸は、雨戸本体と雨戸枠が一体となったもの、雨戸枠の上下2箇所に外れ止め金具が設置されたものが有効である。

(イ) 窓シャッターは、シャッター部の板であるスラットと座板部（注11）の2箇所に外れ止め金具が設置されたものが有効である。

(ウ) 面格子を設置する場合は、防犯性能の高いものを設置する。

### ウ 施錠装置等の設置

錠付きクレセント（注12）、止め金具等を設置し、施錠装置等を補完する設備として、異常を感知する防犯センサーを設置することも有効である。

### エ 破壊が困難なガラス（注13）の使用

破壊が困難な合わせガラス又は合わせ複合ガラス等を使用することが有効であり、ガラス破りの簡易対策としては、クレセント周辺に防護・強化フィルムを貼る。

## (5) 居室以外の窓

### ア 配置

便所、浴室等の窓は、プライバシーの確保上支障のない範囲において、道路又は近隣の住宅等、周囲からの見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保されない場合は、道路から当該窓に至る通路や空地に扉又は柵を設置するなど、当該窓付近への接近の制御に有効な措置を講じる。

### イ 防犯性能の高い面格子の設置

侵入が容易な位置にある窓は、防犯性能の高い面格子等を設置し、面格子の設置が困難な場合は、施錠装置の設置や破壊が困難なガラスを使用するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

#### (6) バルコニー

##### ア 配置

塀、縦樋等の屋外付帯設備、駐車場の屋根等の屋外付帯施設、隣接建物等から離れた位置に設置する。

##### イ 手摺り等の構造

手摺り又は腰壁は、転落防止、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

#### (7) 塀、柵又は垣等

ア 周囲からの見通しを確保するとともに、居室の窓やバルコニー等への侵入の足場とならないようにする。

イ 塀は、周囲からの見通しが確保された構造又は高さのものを使用する。

ウ 柵は、簡単に乗り越えられない高さの縦格子のものを使用する。

エ 垣は、すり抜けられないように繁茂の程度を考えて樹種を選定する。

オ 門扉は、扉の内外を見通せる構造で、施錠できるものとする。

カ 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

#### (8) 屋外照明

夜間における住宅への侵入等を抑制するため、玄関及び玄関以外の出入口、門、駐車場、庭等に屋外照明を設置する。また、建物の死角となる部分には、威嚇のためのセンサーライト等を設置する。

#### (9) 屋外付帯設備等

##### ア 屋外付帯設備の位置

冷暖房の室外機や縦樋等の屋外付帯設備は、居室の窓、バルコニー等への侵入の足場とならない位置関係にする。

##### イ 雪捨て場等とする堆雪空間等の位置

(ア) 堆雪空間を設置する場合は、堆雪時等に周囲からの死角の原因及び居室の窓への侵入の足場とならない位置関係にする。

(イ) 庇や駐車場、物置等の屋外付帯施設の屋根及び庭木の高木等は、居室の窓、バルコニー等への堆雪時等における侵入の足場とならない位置関係にする。

## 2 共同住宅

### (1) 共用出入口

#### ア 見通しの確保

(ア) 道路等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 共用出入口に扉を設置する場合は、防災上支障のない範囲において、扉の内外を相互に見通せる構造とする。

(ウ) 周辺地域の状況や住宅の特性等から、特に住棟内への侵入を制御する必要性が高い場合は、オートロックシステム（注14）の導入が有効である。この場合、居住者以外の侵入を制御する区域を明確にし、当該区域の出入口には自動施錠機能付きの扉を設置する。

#### イ 照明設備

(ア) 共用玄関付近の内側において、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度（注15）、その外側において、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(イ) 共用玄関以外の共用出入口付近においては、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

#### ウ 共用メールコーナー

(ア) 共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。

(イ) 照明設備は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルク

ス以上の平均水平面照度を確保する。

- (ウ) 郵便受箱は、施錠設備を装備したもの又は居住者等が南京錠を取り付けることが可能なものとする。共用玄関にオートロックシステムを導入する場合は、壁貫通型等とする。

## (2) エレベーター

### ア 連絡及び警報装置等

- (ア) 犯罪発生等の非常時に、かご内から外部に連絡又は吹鳴することができる装置を設置する。
- (イ) 周辺地域の状況や住宅の特性等から、特に住棟内への侵入を制御する必要性が高い場合は、防犯カメラの設置が有効である。この場合、かごの上又は管理人室等に記録装置を設置する。
- (ウ) かご内には、防犯カメラの他に鏡を設置する。

### イ 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置する。

### ウ エレベーターホール

共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置し、構造上死角を生じる場合は防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

### エ 照明設備

- (ア) エレベーターのかご内及び共用玄関のある階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔や行動を明確に識別できるように、床面において概ね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。
- (イ) その他の階のエレベーターホールの照明設備は、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

## (3) 共用階段・共用廊下等

### ア 屋外の共用階段

- (ア) 手摺りや柵等の構造、材質等を工夫し

て、外部からの見通しを確保する。

- (イ) バルコニーや庇等から侵入しにくい位置に配置することとし、バルコニー等に近接する場合は、手摺り等の上に面格子を設置するなどの措置を講じる。

### イ 屋内の共用階段

- (ア) 共用廊下、エレベーターホール等からの見通しを確保するように、死角を有しない配置・構造とする。
- (イ) 各階において、階段室が共用廊下等に常時開放されたものとする。

### ウ 共用廊下

- (ア) 共用階段やエレベーターホール等からの見通しを確保するように、死角を有しない配置・構造とする。
- (イ) 避難計画上支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

### エ 照明設備

人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

### オ 屋上

- (ア) 屋上に通じる共用階段の出入口等に扉を設置し、当該扉は、内外を見通せる構造とするとともに、錠の設置又は施錠可能なものとする。
- (イ) 避難計画上支障のない範囲において、必要な箇所に面格子又は柵を設置するなど、犯罪企図者の接近の制御に有効な措置を講じる。

## (4) 駐車場・自転車駐輪場等

### ア 見通しの確保

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、構造上周囲からの見通しの確保が困難な場合は、防犯カメラを設置するなど、見通しを補完する対策を講じる。

### イ 照明設備

- (ア) 人の行動を視認できるように、床面に

いて概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(イ) 屋内の場合は、人の顔や行動を識別できるように、床面において概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

#### ウ 自転車・オートバイの盗難防止措置

駐輪場は、チェーン用バーラック（注16）、サイクルラック（注17）等を設置するなど、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じる。

### (5) 通路・広場・緑地等

#### ア 見通しの確保

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、周辺住民に開放する場合は、動線が集中する道路又は通路沿いに広場、児童遊園等を設置する。

#### イ 照明設備

人の行動を視認できるように、床面において概ね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

#### ウ ゴミ置場

道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置し、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画する。

#### エ 塀、柵又は垣等

(ア) 周囲からの見通しを確保するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならないようにする。

(イ) 塀は、周囲からの見通しが確保された構造又は高さのものを使用する。

(ウ) 柵は、簡単に乗り越えられない高さの縦格子のものを使用する。

(エ) 垣は、すり抜けられないように繁茂の程度を考えて樹種を選定する。

(オ) 門扉は、扉の内外を見通せる構造で、施錠できるものとする。

(カ) 植栽は、植樹する位置、繁茂や枝振りの状況、見通し等に配慮するとともに、居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

#### オ 雪捨て場等とする堆雪空間の位置

堆雪空間を設置する場合は、堆雪時等に周囲からの死角の原因及び居室の窓への侵入の足場とならない位置関係にする。

### (6) 住戸の玄関

#### ア 玄関扉の材質・構造

材質をスチール製等の破壊が困難なものとし、錠前部のこじ開けを防止するため、扉と扉枠の間からかんぬきが見えない構造のもの又はガードプレート等を設置する。

#### イ 玄関扉の錠

(ア) 破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造とするため、彫込箱錠等の耐破壊性能を有し、かつピッキングが困難な構造のシリンダーを有するものを使用するとともに、主錠の他に補助錠を設置する。

(イ) カム送り解錠を防止するためには、錠ケース内部の不要な隙間を塞ぐ、又はシリンダーカラーと扉との隙間をなくしたものが有効である。

(ウ) サムターン回しを防止するには、指で回転させる以外は回転しづらい形状や回転角度を増やしたサムターン又はサムターン回し防止用カバー等を使用することが有効である。

#### ウ ドアスコープ・ドアチェーン

(ア) 外部の様子を見通すことが可能なドアスコープや錠の機能を補完するドアチェーンを設置する。

(イ) ドアチェーン及びドアガード（注18）の材質は、破壊が困難なものとする。

#### エ インターホン

(ア) 外部との通話機能を有するインターホンを設置するものとし、管理人室がある場合、住戸内と管理人室との間で通話可能な機能等を有するものが有効である。

(イ) オートロックシステムを導入する場合は、住戸内と共用玄関外側との間で通話可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとする。

### (7) 住戸の窓

#### ア 共用廊下に面する住戸の窓

共用廊下に面する侵入のおそれがある窓、接地階の住戸の窓のうちバルコニーに面していない窓等は、破壊及び取り外しが困難な材質・構造の面格子、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

#### イ バルコニーに面する住戸の窓

侵入のおそれがある窓は、避難計画上支障のない範囲において、錠付きクレセント又は補助錠を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

#### (8) バルコニー

##### ア 配置

縦樋、共用階段・共用廊下、隣接建物の共用階段等から離れた位置に設置することとし、やむを得ずこれらに近接し、外部から侵入のおそれがある場合は、避難計画上支障のない範囲において、面格子等を設置するなど、侵入防止に有効な措置を講じる。

##### イ 手摺り等の構造

手摺り又は腰壁は、転落防止、プライバシーの確保及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

##### ウ 接地階のバルコニー

住戸のプライバシーの確保上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しを確保する。

#### (9) 防犯カメラ

防犯設備として防犯カメラを設置する場合は、その適正な運用を図るため、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参照するとともに、可能な限り以下の項目に配慮する。

ア 防犯カメラを設置する場合は、有効な監視体制のあり方を併せて検討する。

イ 防犯カメラを設置する場合には、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置する。

ウ 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能

するため必要となる照度を確保したものとす

### 第3 犯罪の防止に配慮した共同住宅の管理に関する事項

#### 1 設置物、設備等の整備及び維持管理

##### (1) 防犯設備の点検整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検整備する。

##### (2) 死角となる物の除去

共用廊下、共用玄関等の物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらを撤去し、見通しを確保する。

##### (3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等

植栽については、周囲から見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするために、樹種の選定及び植栽の位置に配慮する。また、定期的な剪定又は伐採を行い、茂りすぎによる死角となる箇所の発生を防ぐ。

##### (4) 屋外の設置物等の維持管理

屋外に設置された機器等は、侵入の足場とならないように適切な場所に配置する。

##### (5) 照明設備の点検整備

照明設備について、適正な照度を確保しているかを定期的に点検・整備する。

##### (6) 可燃物等の除去

段ボール紙等の燃えやすいものをゴミ置き場や敷地内に放置したままにしない。

#### 2 居住者等による自主防犯体制の確立等

(1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進  
共同住宅の管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進する。

##### (2) 管轄警察署との連携

防犯及び犯罪発生状況等の情報を有効に活用するため、必要に応じて管轄警察署との連携に努める。

## 附 則

平成19年4月3日施行

## 附 則

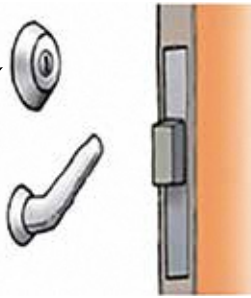

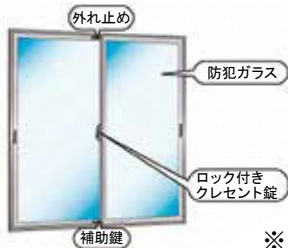

令和6年4月1日一部改定

- (注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。
- (注2)「センサーライト」とは、夜間において人の動き等を感じて点灯するライトをいう。
- (注3)「ガードプレート」とは、錠のかんぬき（デッドボルト）部分が見えないように、扉と扉枠との隙間を隠すためのカバーをいう。
- (注4)「サムターン」とは、扉内側（室内側）の解錠操作をするためのつまみをいい、「サムターン回し」とは、鍵を使用せず、扉に取り付けてある郵便受を破壊して手を入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、サムターンを回して解錠する侵入手口をいう。
- (注5)「破壊及びピッキング等による解錠が困難な構造」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性の試験に合格した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された錠、シリンダー及びサムターンをいう。
- (注6)「彫込箱錠」とは、錠の機構が入った箱形のケースをドア材の中に彫り込むタイプで、ノブと鍵穴が別々になっており、外側からは鍵、内側からはサムターンを回して施解錠するものをいう。
- (注7)「ピッキング」とは、錠前のシリンダー（鍵穴周辺の円筒）部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する侵入手口をいう。
- (注8)「カム送り解錠」とは、特殊な工具等を用いて錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてかんぬき（デッドボルト）を作動させ解錠する侵入手口をいう。
- (注9)「シリンダーカラー」とは、鍵穴の周りのリング状の部品をいう。
- (注10)「ドアスコープ」とは、扉を開けずに室内から来訪客を確認でき、外部を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。
- (注11)「スラット」とは、シャッターカーテンを構成する鋼製の部材をいう。「座板部」とは、スラットの最下部に取付けられる部材をいう。
- (注12)「錠付きクレセント」とは、本来、サッシの密閉装置である施錠装置のないクレセントに、施錠機能を持たせたものをいう。
- (注13)「破壊が困難なガラス」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」による防犯性の試験に合格した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたガラスをいう。
- (注14)「オートロックシステム」とは、集合玄関の外側と各住戸との間で通話可能なインターホンと連動し、集合玄関扉の「電気錠」を解錠することができるものをいい、「電気錠」とは、暗証番号、カードキーにより解錠される錠をいう。
- (注15)「平均水平面照度」とは、床面又は地面における平均照度をいう。
- (1) 50ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいう。
  - (2) 20ルクス以上の平均水平面照度とは、10メートル先の人の顔や行動を識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいう。
  - (3) 3ルクス以上の平均水平面照度とは、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいう。
- (注16)「チェーン用パーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒（バー）をいい、これと自転車・オートバイ等をチェーン錠で結ぶことにより、盗難防止に有効な構造のものをいう。
- (注17)「サイクルラック」とは、チェーン用パーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。
- (注18)「ドアガード」とは、室内から扉を僅かに開けて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。

【参考資料】 用具の説明

項 目	内 容	説 明 図
<p>(注3) ガードプレート</p>	<p>・錠のかんぬき（デッドボルト）部分が見えないように、扉と扉枠との隙間を隠すためのカバーをいう。</p>	 <p>かんぬき（デッドボルト） ガードプレート</p>
<p>(注4) サムターン回し</p>	<p>・サムターンとは、鍵扉内側（室内側）の解錠操作をするつまみをいう。</p> <p>(サムターン)</p> <p>・サムターン回しとは、鍵を使用せず、扉に取り付けてある郵便受を破壊して手を入れるやり方、あるいはドアスコープやドアノブを取り外したり、扉と扉枠との隙間から針金や特殊な工具等を挿入するやり方等で、サムターンを回して解錠する侵入手口をいう。</p>	
<p>(注6) 彫込箱錠</p>	<p>・錠の機構が入った箱形のケースをドア材の中に彫り込むタイプで、ノブと鍵穴が別々になっており、外側からは鍵、内側からはサムターンを回して施解錠するものをいう。</p> <p>(円筒錠)</p>	<p>(彫込箱錠の例)</p> 
<p>(注7) ピッキング</p>	<p>・錠前のシリンダー（鍵穴周辺の円筒）部分に特殊な工具等を差し込んで解錠する侵入手口をいう。</p>	 <p>※</p>
<p>(注8) カム送り解錠</p>	<p>・「カム送り解錠」とは、特殊な工具等を用いて、錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてかんぬき（デッドボルト）を作動させ解錠する侵入手口をいう。</p>	 <p>防犯サムターン 裏側 シリンダー デッドボルト（かんぬき） ストライク（受座） ドアの強度</p> <p>※</p>



項 目	内 容	説 明 図
<p>(注9) シリンダーカラー</p>	<p>・鍵穴の周りのリング状の部品をいう。</p> <p>(シリンダーカラー)</p>	 <p>※</p>
<p>(注11) 「スラット」と 「座板部」</p>	<p>・「スラット」とは、シャッターカーテンを構成する鋼製の部材をいう。</p> <p>・「座板部」とは、スラットの最下部に取付けられる部材をいう。</p> <p>(スラット)</p> <p>(座板部)</p>	
<p>(注12) 錠付きクレセント</p>	<p>・本来、サッシの密閉装置である施錠装置のないクレセントに、施錠機能を持たせたものをいう。</p>	 <p>※</p>
<p>(注18) 「ドアガード」</p>	<p>・「ドアガード」とは、室内から扉を僅かに開けて、来訪者を確認するときに使用する防犯金具をいう。</p> <p>(注10) 「ドアスコープ」 扉を開けずに室内から来訪客を確認でき、外部を見通すことが可能な防犯用の広角レンズをいう。</p>	

※ 出典：「住みいる防犯110番」（警察庁）